

町民作品展示会・町民芸能まつり 出展者・出演者募集

教育委員会では、文化祭期間中に開催する「町民作品展示会」、「町民芸能まつり」へ出展・出演していただける方（団体・個人）を募集しています。皆様のご参加をお待ちしています。

町民作品展示会

日時 令和7年10月25日(土)から11月4日(火)
午前9時から午後5時まで（11月4日は午前中）

展示場所 B & G 体育館

募集対象 東栄町を拠点に活動している団体又は東栄町在住・在勤の方。
団体・個人とも募集しています。

町民芸能まつり

日時 令和7年10月26日(日) 午後1時から午後5時まで **開催場所** 花祭会館

募集対象 団体・個人とも広く募集しています。

募集締切 令和7年9月19日(金) 参加を希望される方は、下記までご連絡ください。

参加申込み・問合せ先▶教育委員会

☎76-0509/FAX: 76-0513/メール: kyouiku@town.toei.lg.jp

第二子以降の低年齢児保育の無償化

東栄町では、子育て家庭への新たな経済的な支援として、令和7年10月から第二子以降の低年齢児保育の無償化を行います。

対象児童

第一子の年齢や入園の有無、世帯の所得に関わらず、次のいずれにも該当する3歳児未満の子が対象です。

- ・東栄町在住であること
- ・保護者が共働き等で保育が必要と認められること
- ・同一世帯の子の中で第二子以降であること

第二子以降の低年齢児保育の無償化における「同一世帯の子」の考え方

同一の保護者が監護し、生計を一にする子が対象となります。

進学等により別世帯となっている子も、課税資料等により同じ保護者に扶養されることが確認できれば、その子を第一子として対象とすることができます。

無償化の範囲

とうえい保育園：毎月の保育料（延長保育料、一時預かり保育、その他行事費等は対象外です。）

必要な手続き

入園申込書等により対象児童を確認のうえ無償化しますので、原則手続きは必要ありません。対象児童の保護者には、「無償化決定（却下）通知書」を9月下旬に送付します。ただし、別世帯の扶養する子を含めることにより無償化の対象となる場合は、申請手続きが必要となります。詳しくは福祉課社会福祉係にお問い合わせください。

問合せ先▶福祉課 ☎76-1815